

令和 2 年 9 月 定例会

議 案 説 明 資 料

予 算 に 関 す る 説 明 書

(令和 2 年度 9 月 補正 予算等 関係)

総 務 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和2年9月定例会議案説明資料目次

総務部

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁	
第1号	令和2年度鳥取県一般会計補正予算（第5号）			
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書（総括）	財政課	1	
	2 補正予算給与費明細書	財政課	4	
	3 補正予算説明資料	（総括表）		5
			税務課	6
			行財政改革局 資産活用推進課	7
4 歳入歳出事項別明細書		9		
5 節の明細		12		

【予算関係以外】

（議案）

議案番号	件名	課名等	頁
第5号	鳥取県税条例の一部を改正する条例	税務課	13
第6号	職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	行財政改革局 人事企画課	16

議案第1号

令和2年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 分担金及び負担金	756,364	909	757,273
9 国庫支出金	75,273,239	834,914	76,108,153
11 寄附金	420,571	74,000	494,571
12 繰入金	11,759,363	324,595	12,083,958
13 繰越金	2,378,549	183,545	2,562,094
15 県債	44,882,000	417,000	45,299,000
歳入合計	379,589,124	1,834,963	381,424,087

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	35,146,886	398,954	35,545,840	150,061	141,000	70,000	37,893
3 民生費	50,687,451	37,809	50,725,260	22,500		4,909	10,400
4 衛生費	27,933,627	1,079,017	29,012,644	526,361	153,000	316,595	83,061
5 労働費	2,419,024	2,250	2,421,274	2,250			
6 農林水産業費	25,905,416	137,182	26,042,598	98,478	11,000	8,000	19,704
7 商工費	16,145,985	59,382	16,205,367	27,664			31,718
8 土木費	53,372,014	113,369	53,485,383	600	112,000		769
10 教育費	63,896,872	7,000	63,903,872	7,000			
歳出合計	379,589,124	1,834,963	381,424,087	834,914	417,000	399,504	183,545

歳 入

7款 分担金及び負担金

2項 負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
2 民生費負担金	46,026	909	46,935	3 災害救助費負担金	909	救助費負担金
計	722,811	909	723,720			

9款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
2 衛生費国庫負担金	789,630	197,574	987,204	1 公衆衛生費負担金	197,574	予防費負担金
計	15,177,494	197,574	15,375,068			

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
2 総務費国庫補助金	5,393,865	150,061	5,543,926	1 総務管理費補助金	11,612	私立学校振興費補助金
				2 企画費補助金	119,298	計画調査費補助金 17,018 交通対策費補助金 102,280
				3 市町村振興費補助金	3,000	自治振興費補助金
				4 防災費補助金	16,151	防災総務費補助金 14,531 消防学校費補助金 1,620
3 民生費国庫補助金	3,173,761	22,500	3,196,261	1 社会福祉費補助金	13,500	老人福祉費補助金 12,000 消費者支援対策費補助金 1,500
				2 児童福祉費補助金	9,000	児童福祉総務費補助金
4 衛生費国庫補助金	15,344,489	328,787	15,673,276	1 公衆衛生費補助金	292,902	予防費補助金 273,408 精神衛生費補助金 9,494 生活習慣病予防対策費補助金 10,000
				3 医薬費補助金	35,885	医務費補助金
				5 労働費国庫補助金	669,648	2,250
6 農林水産業費国庫補助金	9,325,610	98,478	9,424,088	1 農業費補助金	25,500	農業総務費補助金
				2 畜産業費補助金	3,234	家畜保健衛生費補助金
				3 農地費補助金	5,844	農地調整費補助金
				4 林業費補助金	63,900	造林費補助金 52,000 治山費補助金 11,900
7 商工費国庫補助金	3,175,214	27,664	3,202,878	1 商業費補助金	1,000	商業振興費補助金
				2 工鉱業費補助金	20,500	工鉱業総務費補助金
				3 観光費補助金	6,164	観光費補助金
8 土木費国庫補助金	17,069,595	600	17,070,195	2 道路橋りょう費補助金	600	道路橋りょう総務費補助金
10 教育費国庫補助金	1,039,725	7,000	1,046,725	1 教育総務費補助金	7,000	教育振興費補助金
計	59,001,090	637,340	59,638,430			

11款 寄附金

1項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金額	
	千円	千円	千円		千円	
1 総務費寄附金	25,907	70,000	95,907	1 総務管理費寄附金	70,000	財産管理費寄附金
2 民生費寄附金	1,600	4,000	5,600	2 児童福祉費寄附金	4,000	母子福祉費寄附金
計	420,571	74,000	494,571			

12款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金額	
	千円	千円	千円		千円	千円
11 地域医療介護総合確保基金繰入金	1,910,857	316,595	2,227,452	1 地域医療介護総合確保基金繰入金	316,595	1 医務費充当 314,962 鳥取看護専門学校費充当 1,098 倉吉総合看護専門学校費充当 535
12 和牛振興戦略基金繰入金	329,431	7,000	336,431	1 和牛振興戦略基金繰入金	7,000	畜産振興費充当
15 森林整備促進基金繰入金	70,937	1,000	71,937	1 森林整備促進基金繰入金	1,000	農業総務費充当
計	11,732,242	324,595	12,056,837			

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金額	
	千円	千円	千円		千円	
1 繰越金	2,378,549	183,545	2,562,094	1 前年度繰越金	183,545	
計	2,378,549	183,545	2,562,094			

15款 県債

1項 県債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 総務債	4,763,000	141,000	4,904,000	2 企画債	52,000	1 計画調査費充当 48,000 スポーツ振興費充当 4,000
				3 徴税債	89,000	賦課徴収費充当
3 衛生債	401,000	153,000	554,000	1 公衆衛生債	153,000	衛生環境研究所費充当
5 農林水産業債	3,350,000	11,000	3,361,000	4 林業債	11,000	治山費充当
7 普通土木債	17,979,000	112,000	18,091,000	3 河川海岸債	24,000	砂防費充当
				5 都市計画債	88,000	公園費充当
計	44,882,000	417,000	45,299,000			

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費					合計 (千円)	備 考		
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)			計 (千円)	共済費 (千円)
補正後	長等	3		33,000	10,728 2.69		84	7,316	51,128	
	議員	35	330,012		107,268 2.69				437,280	
	その他の特別職	4,580	558,375	6,624	2,154 2.69		72	41,778	609,003	
	計	4,618	888,387	39,624	120,150		156	49,094	1,097,411	
補正前	長等	3		33,000	10,728 2.69		84	7,316	51,128	
	議員	35	330,012		107,268 2.69				437,280	
	その他の特別職	4,534	548,475	6,624	2,154 2.69		72	41,748	599,073	
	計	4,572	878,487	39,624	120,150		156	49,064	1,087,481	
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職	46	9,900					30	9,930	
	計	46	9,900					30	9,930	

補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
税務課	28,559,689	89,705	28,649,394		89,000		705	
行財政改革局 資産活用推進課	211,771	74,200	285,971			70,000	4,200	
合計	96,831,027	163,905	96,994,932	0	89,000	70,000	4,905	
<p><説明></p> <p>【税務課】 ・税務システム運用事業(89,705千円)</p> <p>【資産活用推進課】 ・(新)令和2年7月豪雨被災自治体ふるさと納税代行事業(70,000千円) ・(新)米子新体育館整備検討事業(4,200千円)</p>								

令和2年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費

3 項 徴税費

2 目 賦課徴収費

税務課 (内線: 7052)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
税務システム運用事業	160,954	89,705	250,659		<89,000> 89,000		705	県費負担 89,705
トータルコスト	175,120	90,492	265,612	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.8人	0.1人	1.9人	契約事務及びシステム改修協議				
工程表の政策目標(指標)	徴収率及び納期内納付率に関して、昨年度の実績を上回ることによって自主財源を確保するとともに、税制改正及び県の政策課題に対応した県税条例改正等を適切に行う。							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

令和2年度税制改正に対応するため、税務電算システムについて必要な改修を行う。

税制改正項目	税制改正及びシステム改修の内容
電気供給業に係る法人事業税の収入金額課税の見直し	電気供給業に係る法人事業税について、発電・小売事業部門の2割程度を所得課税又は外形標準課税とすることに対応するためのシステム改修を行う。(令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用)
オープンイノベーション促進税制(※)の創設	一定のベンチャー企業への株式取得による出資に対して、取得価額の25%を所得控除することに対応するためのシステム改修を行う。(令和2年4月1日から令和4年3月31日までの株式取得について適用)
還付加算金等の割合の引下げ	還付加算金等の割合の引下げに対応するためのシステム改修を行う。(令和3年1月1日以後の期間に対応する還付加算金等について適用)

(※) オープンイノベーション促進税制

持続的な経済成長の実現に向け、新しい技術やノウハウ等を持つ企業(ベンチャー企業)との共同(革新的な経営資源の活用)により、高い生産性が見込まれる事業や新たな事業の開拓を目指す事業活動を重点的に進めていくことを目的とした制度

2 今後のスケジュール

- ・令和2年10月から令和3年2月まで 開発
- ・令和3年2月から令和3年3月まで テスト
- ・令和3年4月 稼働(税制改正の適用時期に応じて段階的リリースを行う)

(注) 起債欄の<>書きは交付税措置額を除いた額である。
県費負担額は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和2年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

資産活用推進課（内線：7612）

7 目 財産管理費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）令和2年7月豪雨被災自治体ふるさと納税代行業	0	70,000	70,000			<寄附金> 70,000		
トータルコスト	0	70,787	70,787	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	寄附者からの寄附の受け入れ、被災自治体への寄附金の支払い				
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

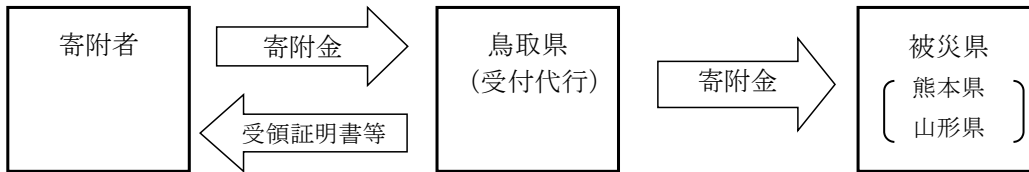
令和2年7月豪雨で被災した熊本県及び山形県（以下、「被災県」という。）の寄附金受領証明書作成等の受付事務の負担を軽減するため、被災県への支援を目的としたふるさと納税の受付業務を代行する。

2 主な事業内容

被災県の支援を目的としたふるさと納税による寄附を受け、後日被災県へ送金する。

受付代行期間：（熊本県）令和2年7月9日から（山形県）令和2年8月7日から

<寄附金の流れ>



※寄附金の受付・受領、寄附金受領証明書の発行・送付（被災県知事の礼状を同封）を鳥取県が代行する。

※災害への義援金であることや被災県への寄附であることを踏まえお礼の品を贈呈しない。

（参考）ふるさと納税代行受付の取組状況

（1）令和元年10月台風19号

・寄附金額：107,711千円（4,956件）

（内訳）宮城県 34,336千円（1,611件）、福島県 73,375千円（3,345件）

・受付代行期間：令和元年10月16日（発災後4日目）から令和2年1月31日まで

（2）令和元年6月山形県沖地震

・寄附金額：4,381千円（寄附件数：218件）

（内訳）山形県：4,381千円（218件）

・受付代行期間：令和元年6月19日（発災後1日目）から8月31日まで

（3）平成30年7月豪雨

・寄附金額：180,969千円（寄附件数：9,041件）

（内訳）岡山県：95,533千円（4,671件）、広島県：85,436千円（4,370件）

・受付代行期間：平成30年7月11日（発災後6日目）から平成31年1月31日まで

（4）平成28年熊本地震

・寄附金額：47,090千円（寄附件数：1,614件）

（内訳）熊本県：18,670千円（631件）、熊本県益城町：28,420千円（983件）

・受付代行期間：平成28年5月12日（発災後29日目）から平成29年3月31日まで

令和2年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

7 目 財産管理費

資産活用推進課（内線：7088）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）米子新体育館整備検討事業	0	4,200	4,200				4,200	
トータルコスト	0	4,987	4,987	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	負担金の支払い				
工程表の政策目標（指標）	公共施設の配置最適化、PPP/PFIの推進							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的、概要</p> <p>県立米子産業体育館、米子市民体育館及び米子市営武道館を統廃合し、新体育館を県市共同で整備するにあたり、米子市と共同で基本計画を策定する。</p> <p>2 基本整備案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模 10,000～11,000平方メートル程度 ・機能 メインアリーナ、サブアリーナを整備し、障がい者スポーツ機能、防災機能等を付加 ・所有形態 県・市の共同所有（一部区分所有） <p>3 主な事業内容</p> <p>米子新体育館基本計画の策定業務委託 事業期間：令和2年11月～令和3年3月 所要経費：4,200千円（県市事業総額 8,400千円） 事業実施：主たる発注業務等は米子市が実施し、県は負担割合に応じて負担金を支払う。</p> <p>4 今後のスケジュール</p> <p>令和2年10月 第2回鳥取県・米子市新体育館整備検討委員会における意見交換 11月 コンサルタントへの委託による基本計画策定開始 令和3年 1月 第3回鳥取県・米子市新体育館整備検討委員会における基本計画案報告、意見交換 2月 基本計画案を議会報告（県議会・市議会） 4月 基本計画策定</p>								

令和2年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費									
	節	補正前	補正額	補正後	うち総務部					
					補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費		
								補正前	補正額	補正後
1 報 酬	577,239		577,239	181,792		181,792	149,166		149,166	
2 給 料	3,177,821		3,177,821	1,389,901		1,389,901	998,323		998,323	
3 職員手当等	4,615,344		4,615,344	3,659,251		3,659,251	3,459,362		3,459,362	
4 共 済 費	1,163,931		1,163,931	497,880		497,880	359,146		359,146	
5 災 害 補 償 費	500		500	500		500	500		500	
6 恩給及び退職年金	7,116		7,116	7,116		7,116	7,116		7,116	
7 報 償 費	258,557		258,557	197,612		197,612	71,072		71,072	
8 旅 費	251,683		251,683	102,494		102,494	94,152		94,152	
費用弁償	38,940		38,940	8,322		8,322	7,009		7,009	
普通旅費	164,094		164,094	88,348		88,348	82,935		82,935	
特別旅費	48,649		48,649	5,824		5,824	4,208		4,208	
9 交 際 費	2,900		2,900	1,100		1,100	1,100		1,100	
10 需 用 費	638,406		638,406	372,942		372,942	346,899		346,899	
11 役 務 費	591,840	800	592,640	220,748	800	221,548	106,275	800	107,075	
12 委 託 料	7,412,286	157,589	7,569,875	3,082,464	91,105	3,173,569	2,398,230	1,400	2,399,630	
13 使用料及び賃借料	847,692		847,692	682,729		682,729	114,240		114,240	
14 工 事 請 負 費	2,701,277	15,356	2,716,633	332,139		332,139	332,139		332,139	
15 原 材 料 費	565		565							
16 公有財産購入費	12,710		12,710	12,710		12,710	12,710		12,710	
17 備 品 購 入 費	100,258	1,025	101,283	45,601		45,601	7,306		7,306	
18 負担金、補助及び交付金	10,270,270	156,384	10,426,654	2,687,895	4,200	2,692,095	1,660,164	4,200	1,664,364	
19 扶 助 費										
20 貸 付 金										
21 補償、補填及び賠償金	1,800		1,800	1,800		1,800	1,800		1,800	
22 償還金、利子及び割引料	170,200		170,200	30,000		30,000	30,000		30,000	
23 投資及び出資金										
24 積 立 金	2,344,222		2,344,222	2,344,033		2,344,033	2,344,028		2,344,028	
25 寄 附 金		67,800	67,800		67,800	67,800		67,800	67,800	
26 公 課 費	269		269							
27 繰 出 金										
予 備 費										
計	35,146,886	398,954	35,545,840	15,850,707	163,905	16,014,612	12,493,728	74,200	12,567,928	
財 源 内 訳	国庫支出金	5,844,747	150,061	5,994,808	3,120,688		3,120,688	3,088,421		3,088,421
	地方債	4,763,000	141,000	4,904,000	1,769,000	89,000	1,858,000	1,687,000		1,687,000
	その他	1,655,330	70,000	1,725,330	359,138	70,000	429,138	279,039	70,000	349,039
	一般財源	22,883,809	37,893	22,921,702	10,601,881	4,905	10,606,786	7,439,268	4,200	7,443,468

令和2年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

款 項 目	2款 総務費								
	うち総務部								
	1項 総務管理費			3項 徴税费					
	7目 財産管理費						2目 賦課徴收費		
	節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額
1 報 酬	62		62	32,626		32,626			
2 給 料				341,671		341,671			
3 職員手当等				174,890		174,890			
4 共 済 費				121,821		121,821			
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 報 償 費	63,232		63,232	124,778		124,778	124,691		124,691
8 旅 費	4,195		4,195	5,447		5,447	2,841		2,841
費用弁償	70		70	1,293		1,293	51		51
普通旅費	3,350		3,350	3,800		3,800	2,500		2,500
特別旅費	775		775	354		354	290		290
9 交 際 費									
10 需 用 費	128,594		128,594	14,257		14,257	7,263		7,263
11 役 務 費	28,738	800	29,538	23,600		23,600	21,000		21,000
12 委 託 料	621,487	1,400	622,887	147,306	89,705	237,011	144,531	89,705	234,236
13 使用料及び賃借料	59,148		59,148	15,820		15,820	13,970		13,970
14 工 事 請 負 費	329,121		329,121						
15 原 材 料 費									
16 公有財産購入費	12,710		12,710						
17 備 品 購 入 費	1,051		1,051	998		998	962		962
18 負担金、補助及び交付金	69,486	4,200	73,686	936,732		936,732	931,018		931,018
19 扶 助 費									
20 貸 付 金									
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積 立 金									
25 寄 附 金		67,800	67,800						
26 公 課 費									
27 繰 出 金									
予 備 費									
計	1,317,824	74,200	1,392,024	1,939,946	89,705	2,029,651	1,246,276	89,705	1,335,981
財 源 内 訳	国庫支出金	10,035		10,035					
	地方債	336,000		336,000	45,000	89,000	134,000	45,000	89,000
	その他	126,732	70,000	196,732	9,703		9,703	1,010	
	一般財源	845,057	4,200	849,257	1,885,243	705	1,885,948	1,200,266	705

令和2年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	総 務 部 合 計			
	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	185,110		185,110	
2 給 料	1,428,291		1,428,291	
3 職員手当等	3,678,702		3,678,702	
4 共 済 費	511,267		511,267	
5 災 害 補 償 費	500		500	
6 恩給及び退職年金	7,116		7,116	
7 報 償 費	204,054		204,054	
8 旅 費	108,473		108,473	
費用弁償	8,799		8,799	
普通旅費	90,313		90,313	
特別旅費	9,361		9,361	
9 交 際 費	1,100		1,100	
10 需 用 費	377,115		377,115	
11 役 務 費	224,697	800	225,497	
12 委 託 料	3,116,728	91,105	3,207,833	
13 使用料及び賃借料	685,096		685,096	
14 工 事 請 負 費	354,707		354,707	
15 原 材 料 費				
16 公有財産購入費	12,710		12,710	
17 備 品 購 入 費	45,895		45,895	
18 負担金、補助及び交付金	17,186,410	4,200	17,190,610	
19 扶 助 費	1,500		1,500	
20 貸 付 金				
21 補償、補填及び賠償金	1,800		1,800	
22 償還金、利子及び割引料	12,367,393		12,367,393	
23 投資及び出資金				
24 積 立 金	2,344,033		2,344,033	
25 寄 附 金		67,800	67,800	
26 公 課 費				
27 繰 出 金	53,838,330		53,838,330	
予 備 費	150,000		150,000	
計	96,831,027	163,905	96,994,932	
財 源 内 訳	国庫支出金	3,253,651		3,253,651
	地方債	1,788,000	89,000	1,877,000
	その他	6,964,571	70,000	7,034,571
	一般財源	84,824,805	4,905	84,829,710

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
1項 総務管理費	
7目 財産管理費	
負担金、補助 及び交付金	米子新体育館整備検討事業負担金
	4,200

条 例 名 等	鳥取県税条例の一部を改正する条例															
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>法人県民税の法人税割に係る超過課税の特例期間が終了することに鑑み、引き続き産業振興の財源の一部に充てるため、超過課税の特例期間の延長を行う。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>本県では「産業振興」を県の最重要課題の一つとして位置づけ、持続可能な経済成長の実現により県民所得の向上を図るため、平成22年に鳥取県経済成長戦略（H30に鳥取県経済成長創造戦略として改訂）を策定し、成長が見込まれる産業分野の研究開発・戦略的企業誘致などの推進等に積極的に取り組んでいるところであり、引き続き事業展開のための費用を要する。</p> <p>また、新型コロナウイルスによる影響を受けた県内中小法人等の経営安定化等を図るための資金に係る融資実行枠を増額したことにより、今後も多額の財政需要が見込まれる。</p> </div> <p>2 超過課税について</p> <p>法人県民税法人税割の標準税率は1.0%であるが、地方税法において、財政上その他の必要がある場合には、条例により制限税率2.0%までの範囲で超過税率を定めることが可能とされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県では、昭和52年に制度創設。当初から適用期間を5年間とし、直近の平成28年まで8回の延長を行っている。 ・超過（上乘）税率、適用要件及び用途については、これまでに3度の見直しを実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ①上乘税率(H4.4～)：1.0%→0.8% ②適用要件(H9.4～)：法人税額400万円以下→1,000万円以下 ③用途目的(H19.4～)：中小企業振興→産業振興 <p>3 現行制度及び改正案の概要</p> <p>法人県民税法人税割の税率を標準税率に0.8%上乘せする超過課税（適用対象から中小法人等を除く。）の適用期限について、令和8年3月31日（現行 令和3年3月31日）までに開始する事業年度までの5年間延長する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">現 行</th> <th style="text-align: center;">改 正 後</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">令和3年3月31日 までに開始する 事業年度</th> <th style="text-align: center;">令和8年3月31日 までに開始する 事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">特 例 期 間 中 の 法 人 税 割 の 税 率</td> <td style="text-align: center;">中小法人等 (資本金の額が1億円以下で、 かつ法人税額が年1,000万円以下 の法人)</td> <td style="text-align: center;">1.0%</td> <td style="text-align: center;">1.0%（変更なし）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中小法人等以外の法人</td> <td style="text-align: center;">1.8%</td> <td style="text-align: center;">1.8%（変更なし）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 資本金の額が1億円以下で、かつ、課税標準である法人税額が年1,000万円以下の法人は、担税力に配慮し、引き続き1.0%の標準税率を適用して負担の軽減を図る。</p> <p>※ 今回の延長は令和3年4月1日以降に開始する事業年度からの適用であり、法人への影響が発現するのは、主に令和4年5月末以降)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p style="font-size: small;">事業年度 R3.4.1～R4.3.1 2か月 申告・納付期限</p> </div> <p>4 施行期日</p> <p>施行期日は公布日とする。</p>	区 分		現 行	改 正 後			令和3年3月31日 までに開始する 事業年度	令和8年3月31日 までに開始する 事業年度	特 例 期 間 中 の 法 人 税 割 の 税 率	中小法人等 (資本金の額が1億円以下で、 かつ法人税額が年1,000万円以下 の法人)	1.0%	1.0%（変更なし）	中小法人等以外の法人	1.8%	1.8%（変更なし）
区 分		現 行	改 正 後													
		令和3年3月31日 までに開始する 事業年度	令和8年3月31日 までに開始する 事業年度													
特 例 期 間 中 の 法 人 税 割 の 税 率	中小法人等 (資本金の額が1億円以下で、 かつ法人税額が年1,000万円以下 の法人)	1.0%	1.0%（変更なし）													
	中小法人等以外の法人	1.8%	1.8%（変更なし）													

<参考>

①対象法人及び税収実績（見込）額

[超過課税対象法人]

- ・約 1,600 社（全法人の約 1 割）
- ・対象法人のうちの約 1,300 社（約 8 割）は県外に本店がある法人

[税収実績（見込）額]

（単位：億円）

	28 年度	29 年度	30 年度	R1 年度	R2 年度(見込)
県民税法人税割の税収	11.8	12.6	12.2	11.9	7.0
うち超過課税分	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2

※R2 年度は、当初ベース。税制改正による法人税割税率減（標準税率 3.2%→1.0%）により税収減の見込み。

②本県の産業振興関連予算の推移

（単位：億円）

内 容	H23 ①	R2 ②	差 額 ③ (②-①)	伸び率 ③/①	一般会計全体の 一般財源伸び率
産業振興関連予算額 (一般財源)	99.4	130.5	31.1	+31.3%	+3.2%

※ H23 は 2 月補正後、R2 は 6 月補正後の予算額。

③税収の使途（R2年度事業の主なもの）

産業振興等の財源の一部に充てるものとしている。

（単位：億円）

主な事業	R2 当初予算
鳥取県未来人材育成奨学金支援事業	2.3
県立ハローワーク事業	0.9
起業創業促進関係事業	0.7
鳥取県産業成長応援補助金	10.0
企業立地事業補助金	41.0
I o T、A I 新時代！地域産業スマート化推進事業	0.3
合 計	55.2

※標準税率分と区分することなく、一般財源として歳入

④これまでの主な成果

自動車・医療機器・航空機などの成長分野の戦略的な企業誘致や、鳥取県産業成長応援事業（県版経営革新制度）における新事業展開支援等により企業の成長を支援する取組を行ってきた。これにより、リーマンショック以降大きく低下した GDP や有効求人倍率は順調に回復してきた。

⑤超過課税の延長について

これまでの産業振興等の取組の成果により、県内の経済環境や雇用環境に改善傾向がみられるものの、次の観点から、より一層の施策と財政需要が見込まれており、本県の厳しい財政状況なども併せて鑑みると、令和 3 年度以降についても超過課税を実施することが必要と考えている。

- ・コロナ禍で経営に影響を受けた県内中小法人等の経営安定化に向けた取組支援等の拡充
- ・コロナ後に控える社会経済構造の変化を見据えた、新たな需要獲得の取組支援など地域経済の推進

※コロナ融資（県制度融資）については、新規融資実行枠を増額してきているところ。（県制度融資・地域経済変動対策資金（5 年間無利子・10 年間無保証料融資）は、現時点で鳥取県中部地震やリーマンショック時の融資実行額を大きく超える状況）

・融資実行枠：当初予算 80 億円 → 4 月補正 400 億円 → 6 月補正 800 億円 → 8 月補正 1,500 億円

【参考】融資実行額：中部地震 147 億円、リーマンショック 263 億円

・今後 10 年で、利子補助・保証料補助により概ね融資実行額の 1 割程度の財政負担が生じる。

⑥全国における超過課税の実施状況（法人県民税法人税割）

全国的に、昭和 50 年代初めから超過課税を開始し、以後数年おきに延長している。

実施	静岡県を除く 46 都道府県（東京都及び大阪府は 2.0%、それ以外は 1.8% の超過税率を適用）
未実施	静岡県（ただし、法人事業税で超過課税を実施）

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(法人税割の税率) 第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。			(法人税割の税率) 第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。		
法人税割		税率	法人税割		税率
略			略		
(2) <u>令和8年3月31日</u> までに開始する各事業年度分の法人税割	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割	100分の1.8	(2) <u>令和3年3月31日</u> までに開始する各事業年度分の法人税割	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割	100分の1.8
	イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割	100分の1		イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割	100分の1
2～6 略			2～6 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 名 等	職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例																	
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 地方自治法施行令の一部が改正され、海区漁業調整委員会の委員に係る損害賠償責任の一部免責の基準が改められたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 海区漁業調整委員会の委員の県に対する損害を賠償する責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、県に対する賠償の責任を負う額のうち基準給与年額に2を乗じて得た額（現行 基準給与年額に4を乗じて得た額）を超える額を免責するものとする。</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は、令和2年12月1日とする。 (2) 所要の経過措置を講ずる。</p> <p>(参考) 地方自治法施行令（参酌基準）の改正内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">賠償額の上限額の区分</th> <th colspan="2">職員等の区分</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準給与年額の6年分</td> <td>知事</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>基準給与年額の4年分 ※住民による解職制度の対象となる者</td> <td>副知事、教育長、教育委員、公安委員、選挙管理委員、監査委員、海区漁業調整委員</td> <td>副知事、教育長、教育委員、公安委員、選挙管理委員、監査委員</td> </tr> <tr> <td>基準給与年額の2年分 ※住民による解職制度の対象とならない者</td> <td>人事委員、労働委員、収用委員、内水面漁場管理委員、病院事業管理者、警察本部長</td> <td>人事委員、労働委員、収用委員、海区漁業調整委員、内水面漁場管理委員、病院事業管理者、警察本部長</td> </tr> <tr> <td>基準給与年額の1年分</td> <td>一般職員</td> <td>一般職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 地方自治法施行令の一部改正の施行期日 令和2年12月1日</p> <p>2 地方自治法施行令の改正理由 漁業法の一部が改正され、海区漁業調整委員の選任方法が公選制から知事選任制に変更されたことに伴うもの。</p>	賠償額の上限額の区分	職員等の区分		改正前	改正後	基準給与年額の6年分	知事	知事	基準給与年額の4年分 ※住民による解職制度の対象となる者	副知事、教育長、教育委員、公安委員、選挙管理委員、監査委員、 海区漁業調整委員	副知事、教育長、教育委員、公安委員、選挙管理委員、監査委員	基準給与年額の2年分 ※住民による解職制度の対象とならない者	人事委員、労働委員、収用委員、内水面漁場管理委員、病院事業管理者、警察本部長	人事委員、労働委員、収用委員、 海区漁業調整委員 、内水面漁場管理委員、病院事業管理者、警察本部長	基準給与年額の1年分	一般職員	一般職員
賠償額の上限額の区分	職員等の区分																	
	改正前	改正後																
基準給与年額の6年分	知事	知事																
基準給与年額の4年分 ※住民による解職制度の対象となる者	副知事、教育長、教育委員、公安委員、選挙管理委員、監査委員、 海区漁業調整委員	副知事、教育長、教育委員、公安委員、選挙管理委員、監査委員																
基準給与年額の2年分 ※住民による解職制度の対象とならない者	人事委員、労働委員、収用委員、内水面漁場管理委員、病院事業管理者、警察本部長	人事委員、労働委員、収用委員、 海区漁業調整委員 、内水面漁場管理委員、病院事業管理者、警察本部長																
基準給与年額の1年分	一般職員	一般職員																

職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 職員等の県に対する損害を賠償する責任について、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償の責任を負う額のうち次の各号に掲げる職員等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を超える額を免責する。</p> <p>(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の職員等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の職員等の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は<u>監査委員</u> 4</p> <p>ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、<u>海区漁業調整委員会の委員</u>、内水面漁場管理委員会の委員又は病院事業の管理者 2</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(職員等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 職員等の県に対する損害を賠償する責任について、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償の責任を負う額のうち次の各号に掲げる職員等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を超える額を免責する。</p> <p>(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の職員等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の職員等の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、<u>監査委員又は海区漁業調整委員会の委員</u> 4</p> <p>ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は病院事業の管理者 2</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第15条第2項の規定により在任するものとされた海区漁業調整委員会の委員の損害賠償責任の一部免責については、改正後の職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。